

令和5年第3回江差町議会臨時会資料

資料1：江差町税条例の一部を改正する条例新旧対照表【承認第1号関係】	…P 1
資料2：港湾センター給水管布設替工事概要【承認第2号・承認第3号関係】	…P 3 5
資料3：新型コロナウイルス接種体制確保（令和5年度春接種）事業概要 【承認第6号関係】	…P 3 7
資料4：豊かな前浜づくりプロジェクト事業概要【議案第1号関係】	…P 3 9
資料5：地方卸売市場卸売業者冷蔵設備更新事業補助の概要【議案第2号関係】	…P 4 1
資料6：江差・上ノ国下水道管理センターの建設工事委託概要【議案第3号関係】	…P 4 3

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別表に掲げるもの。</p> <p>ア 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（<u>出資に関する業務に充てられることが明らかでないものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。</u>）</p> <p>イ 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかでないものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>2 (略)</p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の9 (略)</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別表に掲げるもの。</p> <p>(新設)</p> <p>ア 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかでないものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>2 (略)</p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の9 (略)</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の道民税、個人の町民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の2 (略)</p> <p>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定に</p>	<p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の2 (略)</p> <p>(新設)</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>より記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で町内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、<u>第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、町長に提出しなければならない。</u></p> <p>4 <u>第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に町長に提出されたものとみなす。</u></p> <p>5 <u>給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提出することができる。</u></p>	<p>2 <u>前項</u> 又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で町内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、<u>前項</u> 又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>3 <u>前2項</u> の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に町長に提出されたものとみなす。</p> <p>4 <u>給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提出することができる。</u></p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>(個人の町民税の徴収の方法等)</p> <p>第38条 個人の町民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定により<u>特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により徴収する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>森林環境税は、当該個人の町民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。</u></p> <p>(個人の町民税の納税通知書)</p> <p>第41条 個人の町民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度の個人の町民税額、個人の道民税額及び森林環境税額の合算額(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により<u>徴収する場合にあつては、特別徴収の方法により徴収されないこと</u>になつた金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により<u>徴収する場合にあつては、特別徴収の方法により徴収されないこと</u>となつた日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。</p>	<p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>(個人の町民税の徴収の方法)</p> <p>第38条 個人の町民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定によつて<u>特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によつて徴収する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(町民税の納税通知書)</p> <p>第41条 個人の町民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度の個人の町民税額及び<u>道民税額の合算額</u>(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によつて<u>徴収する場合にあつては、特別徴収の方法によつて徴収されないこと</u>になつた金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によつて<u>徴収する場合にあつては、特別徴収の方法によつて徴収されないこと</u>となつた日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(給与所得に係る個人の町民税の特別徴収)</p> <p>第44条 個人の町民税の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、<u>同日</u>において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち、特別徴収の方法により<u>徴収</u>することが著しく困難であると認められる者)を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には<u>、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)</u>の合算額を特別徴収の方法により<u>徴収</u>する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には<u>、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により 特別徴収の方法により 徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により 徴収</u>する。ただし、第36条の2第1項の申請書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により<u>徴収</u>されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項本文の規定により <u>給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により 徴収</u>することとなつた後において、当該給与所得者について、給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により <u>徴収</u>することが適当でない</p>	<p>(給与所得に係る個人の町民税の特別徴収)</p> <p>第44条 個人の町民税の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、<u>同日</u>において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち、特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められるもの)を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合においては、<u>当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額</u>の合算額を特別徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には<u>、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によつて、特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によつて徴収</u>する。ただし、第36条の2第1項の申請書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項本文の規定によつて、<u>給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収</u>することとなつた後において、当該給与所得者について、給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によつて徴収することが適当でない</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>認められる特別の事情が生じたため、当該給与所得者から、給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収されることがとされたい旨の申出があつた場合で、その事情がやむを得ないと認められるときは、町長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額で、また特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 納税義務者である給与所得者に対し、給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日迄の間において、異動を生じた場合において当該給与所得者が、当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者（所得税法第183条の規定により、給与の支払をする際、所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動により、従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなつた日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなつた日が翌年の4月中である場合には同月30日）までに、<u>第1項の規定により、特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法により、徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法により、徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により、徴収するものとする。</u>ただし、当該申出が翌年の4月中にあつた場合において、特</p>	<p>認められる特別の事情が生じたため、当該給与所得者から、給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収されることがとされたい旨の申出があつた場合で、その事情がやむを得ないと認められるときは、町長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額で、また特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 納税義務者である給与所得者に対し、給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日迄の間において、異動を生じた場合において当該給与所得者が、当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者（所得税法第183条の規定により、給与の支払をする際、所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動によつて従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなつた日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなつた日が翌年の4月中である場合には同月30日）までに、<u>第1項の規定により、特別徴収の方法によつて徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法によつて徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によつて徴収するものとする。</u>ただし、当該申出が翌年の4月中にあつた場合において、特</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなつた場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなつた日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合には、<u>それぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には、直ちに、</u> <u>普通徴収の方法により</u> 徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の6第1項の通知により <u>変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の町民税の納税者について、既に</u> 特別徴収義務者から、町に納入された給与所得に係る特別徴収税額が、当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において、当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。</u></p> <p>(公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収)</p> <p>第47条の2 個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日に</p>	<p>等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた場合においては、<u>特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においては、それぞれの納期において、その日以後に到来する納期がない場合には、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、直ちに普通徴収の方法によつて徴収するものとする。</u></p> <p>2 法第321条の6第1項の規定によつて変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の町民税の納税者について、<u>すでに特別徴収義務者から、町に納入された給与所得に係る特別徴収税額が、当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において、当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によつて</u></p> <p><u>当該納税者の未納に係る徴収金に充当する</u></p> <p><u>。</u></p> <p>(公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収)</p> <p>第47条の2 個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日に</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p> おいて老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法により徴収することが<u>著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。</u>以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得割額及び均等割額（<u>これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。</u>以下この条及び第47条の5において同じ。）の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において、「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。 </p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特別徴収の方法により<u>徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないことと認められる者</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p>	<p> おいて老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得割額及び均等割額 <u>の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において、「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によつて徴収する。</u> </p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特別徴収の方法によつて徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないことと認められる者</p> <p>2 (略)</p> <p>(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法により<u>徴収されない</u>た金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により<u>徴収されない</u>こととなつた日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合には、<u>それぞれ</u>の納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には、<u>直ちに</u>、普通徴収の方法により<u>徴収する</u>ものとする。</p> <p>2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により<u>徴収されない</u>こととなつた特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から町に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができる</u>ものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により<u>当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、</u></p>	<p>第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法によつて<u>徴収されない</u>こととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によつて<u>徴収されない</u>こととなつた日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合には<u>それぞれ</u>の納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には<u>直ちに</u>、普通徴収の方法によつて<u>徴収する</u>ものとする。</p> <p>2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によつて<u>徴収されない</u>こととなつた特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から町に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の2の規定によつて</u></p>

当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>又は納入することを委託したものとみなす。</u></p> <p>(法人の町民税の申告納付)</p> <p>第48条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第17項、第18項及び第20項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式又は第2様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～12 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>13 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出</p>	<p>_____。</p> <p>(法人の町民税の申告納付)</p> <p>第48条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第17項、第18項及び第20項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式_____による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～12 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>13 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>期限前に提出されたときは、当該提出期限) までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7. 3パーセント) の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第2. 2号の4様式又は第2. 2号の4の2様式による納付書により納付しなければならぬ。</p> <p>1 4～2 4 (略)</p> <p>(法人の町民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p>第5 0条 法人の町民税の納税者は、法第3 2 1条の1 2の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足額を当該告知書の指定する期限までに、<u>施行規則第2 2号の4様式又は第2 2号の4の2様式</u>による納付書により納付しなければならぬ。</p> <p>2 前項の場合には、その不足税額に法第3 2 1条の8第1項、第2項又は第3 1項の納期限(同条第3 5項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年1 4. 6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7. 3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならぬ。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>期限前に提出されたときは、当該提出期限) までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7. 3パーセント) の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第2. 2号の4様式による納付書により納付しなければならぬ。</p> <p>1 4～2 4 (略)</p> <p>(法人の町民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p>第5 0条 法人の町民税の納税者は、法第3 2 1条の1 2の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足額を当該告知書の指定する期限までに、<u>施行規則第2 2号の4様式</u>による納付書により納付しなければならぬ。</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第3 2 1条の8第1項、第2項又は第3 1項の納期限(同条第3 5項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年1 4. 6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7. 3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならぬ。</p> <p>3・4 (略)</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(種別割の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円</p> <p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超え、0.15リットルを超え、0.400円</p> <p>エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(種別割の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円</p> <p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超え、0.15リットルを超え、0.400円</p> <p>エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの</p> <hr/> <p>を除く。)で総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(種別割に関する申告又は報告)</p> <p>第87条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(たばこ税の申告納付の手続)</p> <p>第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの</p>	<p>(種別割に関する申告又は報告)</p> <p>第87条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の3様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の3様式による申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(たばこ税の申告納付の手続)</p> <p>第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合には同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第101条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しな</p>	<p>課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合には同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第101条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しな</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>ればならない。</p> <p>(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)</p> <p>第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、<u>施行規則第34号の2の様式又は第34号の2の5の様式</u>による納付書によつて納付しなければなら</p> <p>ない。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第8条 昭和57年度から<u>令和9年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。</p>	<p>ればならない。</p> <p>(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)</p> <p>第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、<u>施行規則第34号の2の5様式</u>による納付書によつて納付しなければなら</p> <p>ない。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第8条 昭和57年度から<u>令和6年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>2・3 (略) (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで又は第63条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで若しくは第63条」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法附則第15条第14項に規定する町の条例で定める割合は5分の3 (都市再生特別措置法 (平成14年法律第22号) 第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第14項に規定する町の条例で定める割合は2分の1) とする。</p> <p>4 法附則第15条第21項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>5 法附則第15条第22項第1号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第22項第2号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>2・3 (略) (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法附則第15条第15項に規定する町の条例で定める割合は5分の3 (都市再生特別措置法 (平成14年法律第22号) 第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する町の条例で定める割合は2分の1) とする。</p> <p>4 法附則第15条第22項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>5 法附則第15条第23項第1号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第23項第2号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
7 法附則第15条第22項第3号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。	7 法附則第15条第23項第3号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
8 法附則第15条第23項第1号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。	8 法附則第15条第24項第1号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
9 法附則第15条第23項第2号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。	9 法附則第15条第24項第2号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
10 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。	10 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
11 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。	11 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
12 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。	12 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
13 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。	13 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
14 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。	14 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。
15 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。	15 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。
16 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。	16 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。
17 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に	17 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>1 8 <u>法附則第15条第25項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>1 9 <u>法附則第15条第25項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>2 0 <u>法附則第15条第28項</u>に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>2 1 <u>法附則第15条第32項</u>に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>2 2 <u>法附則第15条第33項</u>に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>2 3 <u>法附則第15条第38項</u>に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>2 4 <u>法附則第15条第42項</u>に規定する町の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>2 5 (略)</p> <p>2 6 <u>法附則第15条の9の3第1項</u>に規定する町の条例で定める割合は<u>3分の1</u>とする。 (削除)</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>	<p>規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>1 8 <u>法附則第15条第26項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>1 9 <u>法附則第15条第26項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>2 0 <u>法附則第15条第29項</u>に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>2 1 <u>法附則第15条第33項</u>に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>2 2 <u>法附則第15条第34項</u>に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>2 3 <u>法附則第15条第39項</u>に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>2 4 <u>法附則第15条第43項</u>に規定する町の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>2 5 (略) (新設)</p> <p>2 6 <u>法附則第64条</u>に規定する町の条例で定める割合は0とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第10条の3 (略)</p> <p>2～11 (略)</p> <p>12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならぬ。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>(4) 当該工事が完了した年月日</p> <p>(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後申告書を提出する場合に、3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び</p>	<p>第10条の3 (略)</p> <p>2～11 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) (略)</p> <p><u>14</u> (略)</p> <p>(平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第10条の4 (略)</p> <p>2 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る<u>令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税</u>については、第74条の規定は適用しない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第10条の5 (略)</p> <p>2 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る<u>令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税</u>については、第74条の規定は適用しない。</p>	<p>当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) (略)</p> <p><u>13</u> (略)</p> <p>(平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第10条の4 (略)</p> <p>2 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る<u>令和3年度分及び令和4年度分の固定資産税</u>については、第74条の規定は適用しない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第10条の5 (略)</p> <p>2 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る<u>令和3年度分及び令和4年度分の固定資産税</u>については、第74条の規定は適用しない。</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>3・4 (略)</p> <p><u>(令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</u></p> <p><u>第10条の6 法附則第16条の4第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の4第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合は、1月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の6第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</u></p> <p><u>(2) 法附則第16条の4第1項に規定する被災住宅用地の上に令和2年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号</u></p> <p><u>(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の4第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される</u></p>	<p>3・4 (略)</p> <p>(新設)</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用する <u>ことができる理由</u></p> <p>(4) <u>その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</u></p> <p>2. <u>法附則第16条の4第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</u></p> <p>3. <u>法附則第16条の4第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。</u></p> <p>(1) <u>代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</u></p> <p>(2) <u>特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</u></p> <p>(3) <u>特定被災共用土地に係る法附則第16条の4第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</u></p> <p>(4) <u>各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各</u></p>	

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る特分の割合</p> <p><u>(5) 法附則第16条の4第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</u></p> <p>4 <u>法附則第16条の4第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地」とあるのは「特定仮換地等」と、「特定被災共用土地」とあるのは「特定仮換地等」に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p><u>第15条の2</u> (略)</p>	<p><u>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</u></p> <p><u>第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</u></p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p><u>第15条の2の2</u> (略)</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第15条の6 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第15条の6 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>自家用の3輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)</u>及び<u>前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。</u></p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が発行された日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p> <p>(削除)</p>	<p>車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が発行された日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p> <p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>【別記2 参照】 (削除)</p> <p>3. <u>法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446</u></p>	<p>の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>【別記2 参照】</p> <p>5. <u>法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日まで間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>6. <u>法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（家用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>7. <u>法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガンリン軽</u></p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、</p> <p>ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(2)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(3)(i)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p> <p>4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、</p> <p>、当該ガソリン軽自動車は令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(2)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(3)(i)中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</p>	<p>自動車</p> <p>（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得</p>	<p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</p> <p>第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第5条第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するもの</p>	<p>を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</p> <p>第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するもの</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>の中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。</p> <p>別表（第34条の7第1項第1号関係）</p> <p>【別記3 参照】</p>	<p>の中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。</p> <p>別表（第34条の7第1項第1号関係）</p> <p>【別記3 参照】</p>

【別記1】

改正後
(削除)

改正前

第2号了(2)	3,900円	2,000円
第2号了(3)(i)	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号了(3)(ii)	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

【別記2】

改正後
(削除)

改正前

第2号了(2)	3,900円	3,000円
---------	--------	--------

<u>第2号ア(3)(i)</u>	<u>6,900円</u>	<u>5,200円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>8,100円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>2,900円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>3,800円</u>
<u>第2号ア(3)(ii)</u>		

【別記3】

改正後

<u>寄附金の区分</u>		<u>控除対象寄附金</u>
<u>第34条の7第1項第1号アに掲げる寄附金</u>		<u>学校法人 函館カトリック学園</u>
<u>第34条の7第1項第1号イに掲げる寄附金</u>		<u>社会福祉法人 あすなる福祉会</u> <u>社会福祉法人 恵愛会</u> <u>社会福祉法人 ひのき会</u> <u>社会福祉法人 江差町社会福祉協議会</u> <u>社会福祉法人 雄心会</u>

改正前

<u>寄附金の区分</u>		<u>控除対象寄附金</u>
<u>第34条の7第1項第1号に掲げる寄附金</u>		<u>社会福祉法人 あすなる福祉会</u> <u>社会福祉法人 恵愛会</u>

社会福祉法人 ひのき会

社会福祉法人 江差町社会福祉協議会

社会福祉法人 雄心会

港湾センター給水管布設替工事資料

財政課

【経過】

- ・令和5年3月21日に港湾センター給水管から漏水が発生。
- ・復旧工事で漏水箇所及び給水管の老朽が著しく進んでいる状況を確認。既設管の部分補修では抜本的改修が厳しいとの判断から、新規布設替を行うこととした。
- ・当該布設管については、フェリー乗客が利用する港湾センターの給水管であることから、施設利用者の利便性の面からも早急な対応が求められたため、専決処分による対応とした。

【専決処分内容】

- ・専決処分年月日：令和5年3月24日
- ・専決処分内容：令和4年度一般会計予算の補正及び港湾整備事業特別会計予算の補正並びに繰越明許費補正
- ・補正予算額：2,959千円

【工事概要】

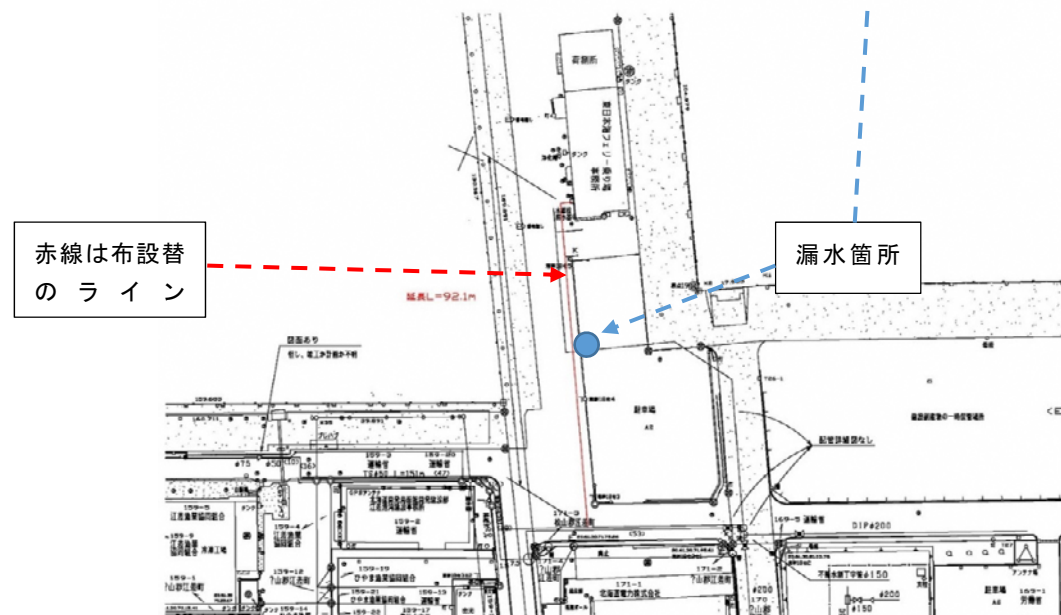
- ・港湾センター給水管の布設替工事
 $L = 92.1\text{m}$ $\Phi = 40\text{mm}$ (工事箇所図等は下図のとおり)



漏水時の現場周辺の状況



老朽化が進んでいる給水管 (○は今回破損箇所)



赤線は布設替のライン

漏水箇所

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（令和5年度春接種）の概要 《健康推進課》

■ 令和5年度ワクチン接種の位置付け

特例臨時接種の実施期間を令和6年3月31日まで1年間延長し、令和5年秋冬に1回の接種を実施する。加えて、**高齢者、基礎疾患を有する方、医療・介護従事者等は、前倒しで春夏に1回の追加接種**を実施する。

令和5年度春接種

- ①対象
- ・ 初回接種（1・2回目）を完了した65歳以上の方 2,600人
 - ・ 5歳以上の基礎疾患を有する方、医療・介護施設従事者等 900人 ※第2期追加接種（4回目接種）の実績
- 合計 3,500人**
- ②接種間隔
前回の接種から少なくとも3か月以上間隔をあげる
- ③接種回数
1回（3～6回目の回数に限らず、1回で終了）
- ④使用ワクチン
ファイザー社ワクチン、モデルナ社ワクチン（いずれのワクチンも従来株・オミクロン株の2価ワクチン）
- ⑤接種体制 ※詳細な日程等については接種担当医療機関と調整
- ・ 集団接種（1日255人×11日=2,800人、5月下旬～7月下旬に実施予定） ※送迎バスの運行
 - ・ 高齢者施設等接種（6施設、700人、5月中旬～7月下旬に体制の整った施設から実施予定）
- ⑥接種予約
- ・ 65歳以上の対象者には、これまでと同様に日付を指定して全員へ接種券配布（接種希望者のみハガキ返信）
 - ・ 5歳以上の基礎疾患を有する方及び医療・介護施設従事者等については、コールセンターやwebで予約受付。接種を希望する方（接種予約をした方）に接種券を配布。
- ⑦その他
- ・ 小児（5～11歳）のオミクロン株対応ワクチンが薬事承認され、3月8日から適用開始。令和5年春接種まででは接種期間が短いことから、接種期間を9月頃まで延長。
- 対象者118名（接種体制等については、令和5年度春接種とは別に医療機関と調整）
- ・ 初回接種希望者を随時募集（希望者があった場合、個別に医療機関と調整し接種）

補正予算額

23,993千円（全額国費）

- ・ 内訳 ①接種体制確保事業 14,217千円、②接種費用負担金 9,776千円

(企業版ふるさと納税活用事業)

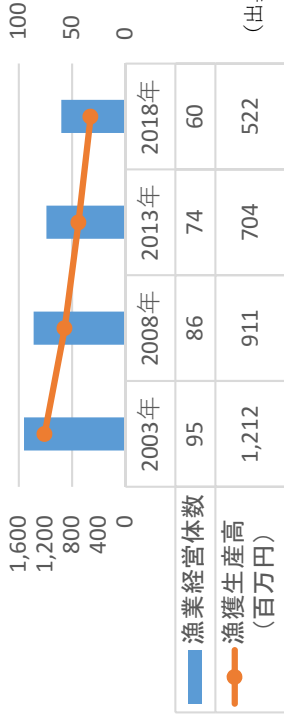
豊かな前浜づくりプロジェクト(略称:ハマプロ) ~つくり・育てる漁業を核とした地域経済の好循環の実現を目指して~

<所管課:産業振興課>

趣旨

日本海地域における漁業生産の急激な減少、他地域と比べて低い栽培漁業の割合、漁業者の減少・高齢化といった現状を踏まえ、回遊性魚種の資源変動に左右されない前浜づくりが喫緊の課題である。このような現状と課題を踏まえ、今般、本町の漁業スタイルに“ハマル”栽培漁業を推進し、漁業所得の向上はもとより、地産地消・外商の取組を通じた地域経済の好循環の実現を目指すものである。

漁業経営体数、漁業生産高



(出典: 漁業センサス・北海道水産現勢)



本町の栽培漁業の現状と発展可能性

地先種(ウニ・アワビ・ハマコなど)

- ・地先の種苗放流は、ウニ・アワビが主流であったが、単価の高いハマコへの期待が高まり種苗の生産・放流事業を強化。
- ・江差産ハマコは、肉厚感、イボ立ちの良さなどから全国でもトップクラスの評価。
- ・2020年4月、檜山海参(hiyama haishen)として特定農林水産物等(日本地理的表示GI)として登録されブランド化。

広域種(ヒラメ・サケ・ニシンなど)

- ・JFひやまと沿岸自治体が一体となり稚魚の放流事業を展開するも飛躍的な水揚げには至っていないのが現状。
- ・放流事業における資源造成効果などの検証が必要。
- ・養殖業(マス・サケなど)
- ・厳しい自然環境のなか、ホタテ貝やカキ等の二枚貝類やコンブなどの養殖に適した静穏域が少ない。
- ・一方、熊石地区において、2019年より漁港を活用したトラウトサーモンの海面養殖の実証実験を開始。
- ・安定した生産を見込める養殖業に対する評価や関心が高まっており、新たな漁業モデルとしての取組を視野に検討。



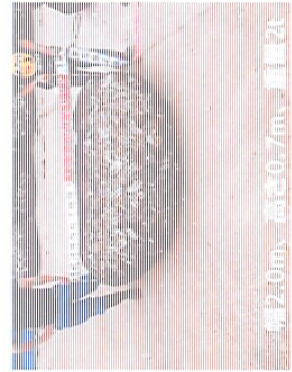
江差町まち・ひと・しごと創生寄付金(企業版ふるさと納税)を活用した事業の展開

□ ナマコの資源増大に向けた取組の推進

<補正予算額:3,421千円>

<事業概要>

- ◇実施主体 ひやま漁業協同組合(江差支所)
- ◇事業費 3,421千円(10/10補助)
- ◇事業内容
 - ・ナマコ増殖礁の設置(ナマコ団地の造成:50基)
 - ・種苗放流時用船料・潜水調査料



<SDGsとの関連性>



2030年に向けて世界が合意した「持続可能な開発目標」です。



地方卸売市場卸売業者冷蔵設備更新事業補助の概要

<所管課：産業振興課>

○事業概要

公設地方卸売市場に設置している冷蔵設備（冷風を冷蔵室を送り込む装置）の老朽化、故障に伴う更新費用について補助するもの。

- ・事業主体 檜山卸共同組合（組合長 関川英章）
- ・更新設備 冷蔵設備（冷風を冷蔵室に送り込む装置）
 ※S55.5 旧江差青果卸売市場㈱が設置
 → R2 檜山卸共同組合に移管
 ※現在、冷蔵室 2 室分の装置が設置
 → 1 室分のみ冷蔵室として使用（1 台分の設置費用について補助）
- ・補助率 2 分の 1（消費税分は補助対象外）

○予算額

370 千円

※事業費 740 千円（消費税抜き）×1/2



江差・上ノ国下水道管理センターの建設工事委託資料

1. 経過・現状

江差・上ノ国下水道管理センターにおいて、平成14年度に下水道の供用が始まってから20年経過し、外壁塗装や建具、屋外照明など経年劣化による腐食等の発生もみられる。平成30年度に策定した江差町公共下水道事業ストックマネジメント計画に基づき建築付帯設備の更新を実施するもの。

2. 委託概要

工事の発注から監督管理、精算報告までの全部

- ・江差・上ノ国下水道管理センターの管理棟及び水処理棟の建築付帯設備等の更新（外壁塗装、建具、笠木、ルーフトレン、屋外照明等）

3. 事業費

令和5年度 72,880千円

